承認第４号

専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度基山町一般会計補正予算（第７号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成２９年４月２４日提出

基山町長　　松　田　　一　也

平成29年4月25日原案　　承認

基山町告示第３９号

写

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

平成２９年３月３１日

基山町長　　松　田　　一　也

（専決理由）

地方譲与税、地方交付税等の交付額確定等に伴い一般会計の予算に補正が急務なため。

平成２８年度基山町一般会計補正予算（第７号）

平成２８年度基山町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１４２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，１７３，４３２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第 1 表　歳入歳出予算補正

（歳　　入）

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 地方譲与税		49,982	5,010	54,992
	1 地方揮発油譲与税	11,161	4,901	16,062
	2 自動車重量譲与税	38,821	109	38,930
3 利子割交付金		3,040	△579	2,461
	1 利子割交付金	3,040	△579	2,461
4 配当割交付金		8,305	△3,441	4,864
	1 配当割交付金	8,305	△3,441	4,864
5 株式等譲渡所得割交付金		3,930	△746	3,184
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,930	△746	3,184
7 自動車取得税交付金		6,739	2,685	9,424
	1 自動車取得税交付金	6,739	2,685	9,424
9 地方交付税		1,008,543	79,460	1,088,003
	1 地方交付税	1,008,543	79,460	1,088,003
13 国庫支出金		841,540	818	842,358
	2 国庫補助金	423,238	818	424,056
16 寄附金		604,252	80	604,332
	1 寄附金	604,252	80	604,332
17 繰入金		372,299	△87,000	285,299
	1 基金繰入金	371,836	△87,000	284,836
19 諸収入		120,341	3,571	123,912
	5 雑入	60,658	3,571	64,229
歳入合計		7,173,574	△142	7,173,432

（歳　　出）

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		1,597,744	0	1,597,744
	1 総務管理費	1,401,254	0	1,401,254
	3 戸籍住民基本台帳費	75,592	0	75,592
10 教育費		974,022	80	974,102
	1 教育総務費	59,707	80	59,787
14 予備費		25,116	△222	24,894
	1 予備費	25,116	△222	24,894
歳出合計		7,173,574	△142	7,173,432